

# 妊娠中絶問題とジェンダー

～フェミニズムの観点から～

太田 将

目次	序章
	第1章 ロウ対ウェイド判決
	第2章 女性団体の主義・主張
	第3章 近年の主要法案とそれをめぐる各団体の反応
	終章

## 序章

妊娠中絶問題はアメリカ国内を二分するいわば「内戦」問題となっている。今日のように中絶の是非が問題視されるようになったきっかけは公民権運動や女性解放運動が盛んに行われていた1960年代のある事件までさかのぼる。その事件がフィンクバイン事件である。事件の概要は以下の通りである。シェリー・フィンクバインという女性はサリドマイドという薬物を服用していた。ところが、1962年に、サリドマイドの服用によって、障害児が何千人も生まれた事実が明るみになったのである。そこで、彼女は合法手術を要請したが、国内では法整備がされておらず、結局スウェーデンで手術を受けることになったのである<sup>1</sup>。

この事件を契機に女性団体は中絶の合法化を求め、その具体的な形として表れたのが1973年の「ロウ対ウェイド判決」である。この判決が既述のように国内を二分することになり、以後、中絶問題は「プロ・ライフ(生命尊厳派)」と「プロ・チョイス(選択自由派)」の対立軸で語られることが多い。しかし、女性の権利という観点から、「フェミニズム」と「反フェミニズム」という対立軸でも考察できるのである。そこで、本論文では、全米女性機構(以下NOW)などフェミニズム団体を中心に、フェミニストの妊娠中絶に関する言動や立場を批判的視座も交えつつ明らかにしていきたい。

なお、フェミニストと一言で言っても、第1期フェミニズムに属する者と第2期フェミニズムに属する者がいる。19世紀末あたりから台頭した前者は、女性参政権の獲得に力を注ぎ、中絶問題に関しては避妊を忌み嫌い、禁欲を勧める。これに対し60年代の女性解放運動を発端に発足した後者は、女性のイデオロギーの再検討を重視し、中絶問題に対しては、第2章で述べるように、女性の権利として認めるべきという立場である。本論文では後者の第2期フェミニズムの系譜を受け継ぐフェミニストに着目していきたい。また、第2期フェミニストの中にも、女性と男性は平等であるといった、性差を否定する主流派(リベラル)フェミニストや主流派ほど急進的ではない穏健派フェミニスト、フェミニストを自認しているが反フェミニストの部類に属する者など多様なフェミニストが存在する。そこで本論文では、フェミニストという語を用いる際は、主流派フェミニストを意味することを予め断っておきたい。

## 第1章 ロウ対ウェイド判決

「ロウ対ウェイド判決」により妊娠中絶に対する一定の方向性が示された。これで、中絶問題は解決するのではないかと予想する者もいたが、予想に反し、さらに賛否両者の溝は深まる結果となった。また、フェミニスト内部でもこの判決に対する評価は

一定でない。ではロウ対ウェイド判決とはいかなるものなのか、以下で考察していく。

### 第1節 事件の概略

1970年当時、テキサス州法は、ほとんどの州法と同じように、母体の生命が危険な場合を除き、中絶を禁止していた<sup>2</sup>。テキサス州在住の原告であるジェーン・ロウは妊娠し、中絶を望んだ。ところが、レイプが妊娠の原因であり、州法にある「母体の生命が危険である状態」には該当せず、中絶手術を受けられなかったのである。彼女は21歳の独身女性で貧しかったため、中絶が合法化されていた州へ出向き、手術を受けることもできなかったのである。そこで彼女は憲法修正第14条の「デュー・プロセス条項」を根拠としてプライバシーの侵害を訴え、テキサス州の中絶禁止法の違憲性を問うて、訴訟を起こしたのである。

この事件に対する判決は1973年に言い渡された。判決は7対2の大差で女性が中絶を選ぶ権利を憲法に保証されたプライバシー権として認めるといふ、誰もが予想しなかったリベラルなものであった<sup>3</sup>。ただし、いくら女性に中絶するか否かを決定する権利を付与したからといって、無条件で認めたわけではなかった。裁判所は妊娠期間を3つの期間に区切ったのである。そして、妊娠後3ヶ月にあたる第1期は「主治医が妊婦と相談の上、主治医の医学的判断において、州に規制されずに自由に決定すべきである。」<sup>4</sup>とし、事実上女性の選ぶ権利として認めたのである。そして、その後については、「州は、母体の健康保護のため、その目的に合理的にかなった方法で、中絶を規制することができる。」<sup>5</sup>とし、州の介入を認めたのである。

### 第2節 判決の意義とフェミニストの反応

フェミニストの大半はこの判決を「アメリカ史上初めて男性とは独立して女性に生殖上の自己決定権を認めた点で画期的なもの」<sup>6</sup>であるとして高く評価した。ただ、判決はプライバシー権の一部として中絶を認めたに過ぎず、公的扶助やアクセス権の保証が得にくくなるのではないかと危惧する者もいた<sup>7</sup>。その代表的な人物が法学者のキャサリン・マッキノンである。彼女は、プライバシー権が、国の医療保障制度が医療を必要とする中絶の費用を負担しなくても構わないことにつながってしまうことを恐れた。その不安は1981年の「ハリス対マクレー判決」に表れたのである。この判決は、「ハイド修正」と言われる、貧困層の女性が中絶を受ける際に、たとえ医学的に必要な場合でも公的健康保険は適用できないと定めた法案を裁判所が支持したものである。裁判所は、この判決で、妊娠中絶は私的領域の事柄であり、国・州としてはこれに不介入の立場であることを明らかにしたものである。

こうしたことから、マッキノンはプライバシー権の観点から中絶の権利を捉えるアプローチを批判し、ジェンダーの平等という観点から捉えることを提唱する。彼女が最も重視することは、女性自らが生殖や性行為をコントロールすることであり、そのためには性の平等性を抜きには真の意味で中絶の権利を獲得できないということになるのである。

マッキノンのように、ロウ対ウェイド判決をあまり好意的に受け止めないフェミニストも存在するが、やはり多くの女性にとってアメリカの中絶をめぐる状況は大きく変化したのである<sup>8</sup>。

## 第2章 女性団体の主義・主張

中絶擁護を唱えるフェミニストは、どこにその根拠を求めているのであろうか。中

絶問題はこれまで幾度となく憲法論争に発展してきた。第1章で述べた「ロウ対ウェイド判決」もその一例と捉えることができよう。よってここでは、裁判の際に彼女たちが拠りどころとしてきた法的根拠を中心としつつ、社会福祉との関連性についても述べていきたい。中立の立場からフェミニストの主張を概観すれば、矛盾しているように思える点も存在するので、こうした点についても言及していくことにする。

## 第1節 フェミニズムの権利論

フェミニストの基本的な方針は、女性も男性と対等の権利があるという「ジェンダーの平等」を求めていくことである。その法的根拠は主に2つ挙げることができる。1つは、憲法修正第9条における人民の権利の留保にもとづくものである、もう1つは、憲法修正第14条で保障されている個人の自由という概念にもとづくものである。また、この自由の概念は、フェミニストにとって選択の自由を意味する。そして、中絶問題も女性自身が出産するか出産しないかを決定できる選択の自由の権利に含まれると捉えている。また、憲法修正第14条は平等権も謳っており、フェミニストが主張している平等権はこれに依拠している。

さらにフェミニストの中には、中絶の合憲化は当然として、中絶費用も連邦政府や州政府がまかなうべきであると主張する者もいる。こうしたフェミニストは、「アンチ・ファミリー」と言われ、家族の変化を現実の問題として受け止め、家族と個人のライフスタイルの多様性を支持する人びとである<sup>9</sup>。彼女たちの具体的な方針は、連邦政府に対し保育政策などの家族政策の拡大を訴えることであり、中絶費用を含む医療費をこの家族政策の一環として考えている。

## 第2節 フェミニズムに対する批判と矛盾

こうしたフェミニストの主張に対し、反フェミニストはどのように考えているのだろうか。中絶反対派の女性たちは、女と男の間には消しがたい性差が存在すると見ているが、それが上下関係や女の劣位に結びつくとは考えていない。むしろ女の生殖能力や利他性を男への優越性のあかし、あるいは物質主義や利己主義に対する歯止めとして高く評価し、中絶によって女が自らその力を放棄することは、女への社会的敬意をも失わせる結果となって、結局は女自身の利益にならないと考えている<sup>10</sup>。

またフェミニストの主張には、論理的矛盾を孕んでいる部分もある。それは障害児をめぐる問題である。フェミニストの主張の解釈次第では、出産前に胎児が障害を持っていることが判明すれば、女性は自己選択権の名のもとに中絶を行うことができることになる。ところが、こうした理由で中絶を行うことは、フェミニスト自身が主張している平等権に反しているのではないかという批判もある。もっとも、フェミニストはこうした批判に対する回答を行ってこなかったのであり、それゆえに中絶論争それ自体の中で女の権利と障害者の問題が中心的争点となることはなかった<sup>11</sup>。とは言え、この問題をこのまま放置しておけば、反対派から追求の格好のターゲットになり兼ねず、反対派のみならず世間一般に対しても納得のいく説明をできるように準備しておくことが望まれる。

また、次のような指摘もすることができよう。男児が欲しくて妊娠したものの、出産前に胎児が女児であることが判明した場合、同じく中絶を決めるのは女性であるという論理で中絶を行えるのであろうか。この問いについて、主要なフェミニズム団体はまだ回答していないようである。ただ、もし行えるという立場を表明したら、人権団体などからの反発も予想される。

### 第3節 新たなるフェミニズム

フェミニストの中には、今までのフェミニストの論理を再構築しようとする動きもある。というのも、世論は必ずしもフェミニストの主張を支持しているわけではない。世論は中絶を好意的には考えておらず、やむを得ずに行う行為であるという側面が強いのである。中絶をフェミニストの言う女性の自己選択権にもとづく行為であるという見解には否定的である。ロサンジェルス・タイムズが2000年6月に行った世論調査によると、女性に危険が伴う場合の中絶に関しては85%の人が賛成している。一方で、中絶を殺人であるとみなしている人も57%にのぼる<sup>12</sup>。また、バルナ・リサーチグループが2001年3月に行った世論調査によれば、全てのケースで中絶を合法化することには、18%しか賛成しておらず、逆にいかなるケースの中絶での非合法化すべきであると考えている人も23%にすぎない。一方で、例外を除き合法化に賛成している人は24%であり、例外を除き合法化に反対する人は32%であった<sup>13</sup>。ここから、条件の程度こそ差はあるものの、条件付きの中絶には過半数の人が賛成していると言えよう。

そこで、フェミニストのなかには、新たな切り口から中絶問題に取り組むべきであると主張する者もいる。彼女たちの中には、中絶にふさわしいキーワードは「権利」よりも「責任」だとする傾向が認められる<sup>14</sup>。この責任にこめられた意味は、中絶反対派が主張する出産する義務ではなく、様々な状況を考慮した上で、最良な選択をする義務のことである。また、中絶という選択そのものは認めつつも、胎児や生命についてより柔軟な考え方の必要性を示唆する人々も存在する<sup>15</sup>。こうした考え方は「障害児を生む権利」についても選択の自由であるという立場を取り、健全な赤ん坊を産まなくてはならないという風潮が現れることを危惧している。今のところ、中絶反対派から妥協したと攻撃されることを恐れて、このような方針を積極的に推進する動きは活発でない。ただ、フェミニスト内の論議が進むにつれて、障害児に関する問題点を解決する一因にも十分つなげると考えられる。

## 第3章 近年の主要法案とそれをめぐる女性団体の反応

第2章では、マクロ的視点に基づき考察した。以下では、こうした考察を踏まえてミクロ的視点から中絶問題にアプローチする。具体的には、1990年代に下された判例及び議会に提出された2つの法案を考察していくことにする。まず、判例を考察することでフェミニストの立場は当然のことながら当時の司法の動きも併せて捉えていきたい。また、2つの法案を比較検討することにより、主に当時の時代背景やフェミニストの動きの異なる点も明らかにしていきたい。

### 第1節 ケイシー判決

この事件は、ペンシルベニア州における人工妊娠中絶規制法の5つの規定が合憲であるかをめぐって争われたのである。具体的な規定は、胎児の状況や出産した場合に利用可能な援助の提示といった、女性に対するインフォームド・コンセントの要求、未成年者についての両親の同意や夫への事前通知義務などである。そして最大の争点は、最高裁判所が人工妊娠中絶を合憲としたロウ判決を維持するのか、判例変更するのかということであった。判決は事前の予想に反して、最高裁判所が5対4でロウ判決を再確認したものであり、当時の状況を考慮すれば画期的な判決であったと言える。

判決が言い渡された1992年は、マーシャル裁判官をはじめとするリベラル派裁判官が相次ぎ退官した直後の時期である。そして、新しく任命された裁判官が中絶反対派であったことから、いずれロウ判決が覆されるのではないとも言われたのであり、

司法も転換期を迎えていた。ここで大きな役割を果たしたのが、オコナーをはじめとする 3 人の裁判官の判断である。3 人は、ロウ判決自体は維持するもののその厳格な枠組みについては変更を認め、問題の州法については、夫への事前通告義務だけを違憲と判断しそれ以外は合法としたのである<sup>16</sup>。このように 3 人は、レーンキリストを中心とした完全な中絶反対派に与しなかったのである。

この判決に対し、フェミニスト団体は、ペンシルベニア州法が完全に違憲とはされなかったために手放しでは喜べなかった。とは言え、ロウ判決が結果的に支持されたことに加え、最高裁が夫への通知義務を違憲としたことで、男女平等へ配慮したことなどを考慮すれば、十分に評価できる判決であったと言える。

## 第 2 節 クリニックへのアクセス自由法

1980 年代のニューライト台頭に伴い、中絶反対派は強烈な巻き返しに転じた。折しも、80 年代はレーガン、ブッシュと中絶反対を唱える共和党政権が続いた。中絶反対派の中でも、オペレーションレスキュー (OP) をはじめとする急進派は暴力も辞さない立場を取ったのである。彼らは、始めピケなどを行っていたが、徐々に行動もエスカレーションしていき、ついにはクリニックを爆破するに至った。92 年大統領選に当選したクリントン大統領はこうした事態を重く受け止めた。そうした中で、政府は 94 年 5 月に通称 FACE と呼ばれる「クリニックへのアクセス自由法 (Freedom of Access to Clinic Entrances Act) を制定した。この法律はクリニックを破壊する活動の禁止やクリニックへ入っていく者に対する妨害の禁止などが盛り込まれており、中絶を希望する女性が苦勞することなくクリニックを利用できるようになったのである。この法律は女性団体のみならず、人権団体からも支持を受けたのである。ところで、女性団体はフェミニズムにとって勝利であると宣言したが、はたして勝利とは言えるのだろうか。というのも確かに、法律制定後クリニックを狙った暴力犯罪が減少したのは事実である。しかし、中絶クリニックを装った偽クリニックについては、この法律で防ぐことはできず、中絶希望者が安心してクリニックへ通えるまでには至っていないのである。

## 第 3 節 部分出産中絶禁止法

クリントン政権が誕生したことで、中絶擁護政策が推進されると予想された。しかし、1994 年の中間選挙で共和党が勝利し、議会の主導権が共和党に移ったことは中絶政策にも大きな影響を及ぼすことになった。その象徴として挙げられるのが、95 年に初めて議会で提出された「部分出産中絶禁止法」(Partial-Birth Abortion Ban Act) である。この法律は妊娠中期及び後期における特定の中絶手術を禁止するというものである。この法律をめぐるのは、クリントン大統領と共和党議会が激しく対立したのであり、これまで 1996 年、1997 年、2000 年と議会通过しており、クリントンは 2 度拒否権を発動したが、下院議会では再可決されたこともあった。さらに、2002 年 6 月になって、またも同法案がオハイオ州選出のステイブ・チャボット共和党議員によって提出された<sup>17</sup>。もし法案が可決されるようなことがあれば、「ある種の中絶手術を連邦法がはじめて禁止する」<sup>18</sup>ことになり、「再び中絶が全面的に禁止されることも予想される」<sup>19</sup>とも言われている。

こうした動きにフェミニストも黙ってはいない。NOW は「そのような禁止法は女性の憲法上の権利における中絶に対して非道に侵入してきたものであり、女性の健康を脅かし、医者と患者間のプライバシーと健全な医療行為を蝕むものである」<sup>20</sup>と同法

案を非難している。フェミニスト・マジョリティー財団は、「アメリカ市民自由連合（ACLU）や全米中絶の権利行動連盟（NARAL）、アメリカ産科医及び婦人科医協会、アメリカ医療女性機構、アメリカ看護婦機構を含む他の機関と共にHR4965に反対することで協力する」<sup>21</sup>と表明している。同財団の代表であるエレアノール・スミアル氏は「生殖に関する健康管理の決定は女性とその医者によってなされるべきであり、反中絶派の政治家によって決定されるべきでない」<sup>22</sup>と述べ、こうした政治家によって提出される法案を非難している。

とはいえ、中絶擁護派のクリントン政権の誕生や「クリニックへのアクセス自由法」の成立などで危機感を募らせ、ロビー活動などを熱心に行ったプロ・ライフ側に比べ、フェミニストを含むプロ・チョイス側の行動が出遅れた感は否めず、「部分出産中絶禁止法」もこうした結果の一部であるという見方もできるのである。

## 終章

中絶問題は宗教観や倫理観と大きく結びついていて、「プロ・ライフ」と「プロ・チョイス」という対立軸ではこうしたことが争点の中心となる。本論文では中絶問題を、フェミニズムを中心としつつ、「フェミニスト」対「反フェミニスト」という対立軸から考察してきたが、女性の権利をどのように捉えるかがここでは争点となる。もちろん、2つの対立軸は密接に関連しており、両者を分けて考えることは危険である。よって前者の対立軸は女性の権利を軽視している、あるいは後者の対立軸は宗教と無縁であるということでないとは言うまでもない。とは言え、フェミニズムの観点から考察していくことで、「プロ・ライフ」「プロ・チョイス」の枠組みでは捉えられなかった事柄もあるのではないかと思う。これまで、アメリカ国内では、「男は仕事に従事し、女は育児に専念する」といった伝統的な性別役割意識が強く根付いていた。ところが、こうした状況にも変化の兆しが見える。伝統的な価値観が強いとされる白人中産階級で子供が1人以上いる家庭の半数以上の女性が何らかの仕事に就いている。こうした女性の意識改革、女性像の変化の一つとして、妊娠中絶問題も挙げられると考える。

また、フェミニズムと反フェミニズムという対立軸から概観すると、そこには女性同士の闘いという色彩が色濃く残る。確かに前者に属するNOWや後者に属するEAGLE FOLUUMのみを見ても、その会員の多くは女性である。対照的にこうした対立軸を設定すると、男性の存在感は薄らいでいる感も否めない。では、男性は全く関心を持たずに、他人事で済まして良いのであろうか。実は、こうした問題は男性も当事者であるということを忘れてはならないのである。例えば、フェミニストが主張の根拠とする平等の概念には、父親であることの権利には一体どのようなことが含まれているのかということ、女性はもちろんのこと男性にも深く考える機会を与えるものとなる。反フェミニストは性差を認めているが、こうした主張にも、では男性に特有の権利とは何か、男性と女性を区切る境界線は何かといった男性にまつわる話題が含まれている。以上から、フェミニズムを考察することは、男性学ないし男性運動（メンズ・ムーブメント）を考察することにも十分つながると言えるはずである。ここからも、フェミニズムという観点から中絶問題を考察する意義があるのではないかと考える。

### 【註】

<sup>1</sup> リンダ・K・カーバー他編『ウィメンズアメリカ資料編』有賀夏紀他訳、ドメス出版、2000年、p.377

<sup>2</sup> 同上、p.378 当時、中絶が合法化されていた州はアラスカ、ハワイ、ニューヨーク、ワシントンであった。

- 3 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店、2001年、p.70
- 4 リンダ・K・カーバー他編、前掲書、p.380 本書は判決文を日本語に翻訳したものであり、本書が引用している原版(出典)は『410 U.S. 113 ;112 S. Ct. 2791.』である。
- 5 同上、p.380
- 6 荻野美穂、前掲書、p.76
- 7 渡辺和子編『アメリカ研究とジェンダー』世界思想社、1997年、p.181
- 8 荻野美穂、前掲書、p.85
- 9 杉本貴代栄『社会福祉とフェミニズム』勁草書房、1993年、p.173
- 10 荻野美穂、前掲書、p.170
- 11 荻野美穂、前掲書、p.261
- 12 [http://www.religioustolerance.org/abo\\_poll2.htm](http://www.religioustolerance.org/abo_poll2.htm)
- 13 同上
- 14 荻野美穂、前掲書、p.254
- 15 同上、p.283
- 16 根本猛「人口妊娠中絶とアメリカ合衆国裁判所(三・完)」『静岡大学法政研究2巻2号』静岡大学、1997年
- 17 <http://www.now.org/issues/legislat/200207.html>
- 18 明石紀雄他編『現代アメリカ社会を知るための60章』明石書店、1998年、p.146
- 19 同上、p.146
- 20 <http://www.now.org/issues/legislat/200207.html>
- 21 <http://www.feminist.org/news/newsbyte/uswirestory.asp?id=6686> HP4965は「部分出産中絶禁止法」を表している。
- 22 同上

【参考文献】

- 明石紀雄他編『現代アメリカ社会を知るための60章』明石書店、1998年  
五十嵐武士他編『アメリカの社会と政治』有斐閣ブックス、1995年  
荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店、2001年  
杉本貴代栄『社会福祉とフェミニズム』勁草書房、1993年  
根本猛「人口妊娠中絶とアメリカ合衆国裁判所(三・完)」『静岡大学法政研究2巻2号』静岡大学、1997年  
マグダ・ディーンズ『悲しいけれど必要なこと』加地永津子訳、晶文社、1984年  
リンダ・K・カーバー他編『ウィメンズアメリカ資料編』有賀夏紀他訳、ドメス出版、2000年  
ロジャー・ローゼンブラット『中絶』くぼたのぞみ訳、晶文社、1996年  
渡辺和子編『アメリカ研究とジェンダー』世界思想社、1997年  
<http://www.feminist.org/>  
<http://www.feministsforlife.org/>  
<http://www.naral.org/index2.asp>  
<http://www.now.org/>  
<http://www.nowldef.org/>  
<http://www.religioustolerance.org/abortion.htm>